

預金規定・新旧対照表

【普通預金規定】

新	旧
10.(反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、後 11(3)各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後 11(3)各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。 11 (解約) (1) < 略 > (2) < 略 > (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、<u>当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u> 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 <u>預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u> A .<u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u> B .<u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u> C .<u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u> D .<u>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u> E .<u>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u> 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合 A . 暴力的な要求行為 B . 法的な責任を超えた不当な要求行為 C . 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D . 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E . その他 A から D に準ずる行為。 (4) < 略 >	10 (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、後 11(3) 、 A から F および A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、11(3) 、 A から F または A から E の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。 11 (解約) (1) < 略 > (2) < 略 > (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A . 暴力団 B . 暴力団員 C . 暴力団準構成員 D . 暴力団関係企業 E . 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F . その他前各号に準ずる者 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A . 暴力的な要求行為 B . 法的な責任を超えた不当な要求行為 C . 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D . 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E . その他前各号に準ずる行為 (4) < 略 >

預金規定・新旧対照表

【普通預金約定書（リーフ口）】「預 1531」（様式集収録）

新	旧
11（反社会的勢力との取引拒絶） この預金口座は、後 12(3)各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後 12(3)各号の一つにでも該当する場合には、<u>当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</u> 12（解約） (1) < 略 > (2) < 略 > (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとし、<u>なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u> <u>預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> <u>預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u> A . <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u> B . <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u> C . <u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u> D . <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u> E . <u>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u> <u>預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合</u> A . 暴力的な要求行為 B . 法的な責任を超えた不当な要求行為 C . 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D . 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E . その他 A から D に準ずる行為。 (4) < 略 >	11（反社会的勢力との取引拒絶） この預金口座は、後 12(3) 、 A から F および A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、12(3) 、 A から F または A から E の一つにでも該当する場合には、<u>当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</u> 12（解約等） (1) < 略 > (2) < 略 > (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとし、<u>預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> <u>預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> A . 暴力団 B . 暴力団員 C . 暴力団準構成員 D . 暴力団関係企業 E . 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F . その他前各号に準ずる者 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A . 暴力的な要求行為 B . 法的な責任を超えた不当な要求行為 C . 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D . 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E . その他前各号に準ずる行為 (4) < 略 >

預金規定・新旧対照表

【総合口座規定】

新	旧
11（即時支払） (1) <略> (2) 次の各場合に貸越元利金があるときは、当行の請求がありしだい、それらを支払ってください。 当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき <u>預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> <u>預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u> <u>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u> <u>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u> <u>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u> <u>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u> <u>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u> <u>預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合</u> A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他AからDに準ずる行為。 <略>	11（即時支払） (1) <略> (2) 次の各場合に貸越元利金があるときは、当行の請求がありしだい、それらを支払ってください。 当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき <u>預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> <u>預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為 <略>

預金規定・新旧対照表

【納税準備預金規定】

新	旧
10（反社会的勢力との取引拒絶） <u>この預金口座は、後 11(2)各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、11(2)各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</u> 11（解約） (1) <略> (2) 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。<u>なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u> <u>預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> <u>預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u> <u>A.暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u> <u>B.暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u> <u>C.自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u> <u>D.暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u> <u>E.役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u> <u>預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合</u> A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為 C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E.その他AからDに準ずる行為。 (3) <略>	10（反社会的勢力との取引拒絶） この預金口座は、後 11(2) 、 A から F および A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、11(2) 、 A から F または A から E の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。 11（解約） (1) <略> (2) 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A.暴力団 B.暴力団員 C.暴力団準構成員 D.暴力団関係企業 E.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F.その他前各号に準ずる者 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為 C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E.その他前各号に準ずる行為 (3) <略>

預金規定・新旧対照表

【貯蓄預金規定】(新規取扱停止中につき、規定改刷せず)

新	旧
11 (解約等) (1) <略> (2) <略> (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。<u>なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u> <u>預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u> <u>A.暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u> <u>B.暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u> <u>C.自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u> <u>D.暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u> <u>E.役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u> 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合 A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為 C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E.その他AからDに準ずる行為。 (4) <略>	11 (解約等) (1) <略> (2) <略> (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A.暴力団 B.暴力団員 C.暴力団準構成員 D.暴力団関係企業 E.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F.その他前各号に準ずる者 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為 C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E.その他前各号に準ずる行為 (4) <略>

預金規定・新旧対照表

【通知預金規定】

新	旧
6（反社会的勢力との取引拒絶） この預金口座は、後7(3)各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後7(3)各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。 7（解約） (1) <略> (2) <略> (3) 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他AからDに準ずる行為	6（反社会的勢力との取引拒絶） この預金口座は、後7(3)、AからFおよびAからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、7(3)、AからFまたはAからEの一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。 7（解約） (1) <略> (2) <略> (3) 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為

預金規定・新旧対照表

【通知預金約定書（リーフ口）】「預 1529」（様式集収録）

新	旧
7（反社会的勢力との取引拒絶） この預金口座は、後8(3)各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後8(3)各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。 8（解約） (1) <略> (2) <略> (3) 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 <u>預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> <u>預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u> A. <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u> B. <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u> C. <u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u> D. <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u> E. <u>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u> 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他AからDに準ずる行為	7（反社会的勢力との取引拒絶） この預金口座は、後8(3)、AからFおよびAからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、8(3)、AからFまたはAからEの一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。 8（解約） (1) <略> (2) <略> (3) 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為

預金規定・新旧対照表

【定期預金規定集】

新	旧
< 共通事項 > 10（反社会的勢力との取引拒絶） <u>この預金口座は、後 11 各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後 11 各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</u> 11（解約） <u>次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u> <u>預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> <u>預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u> <u>A . 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u> <u>B . 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u> <u>C . 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u> <u>D . 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u> <u>E . 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u> <u>預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合</u> <u>A . 暴力的な要求行為</u> <u>B . 法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>C . 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> <u>D . 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</u> <u>E . その他 A から D に準ずる行為</u>	< 共通事項 > 10（反社会的勢力との取引拒絶） この預金口座は、後 11 、 A から F および A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、11 、 A から F または A から E の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。 11（解約） 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A . 暴力団 B . 暴力団員 C . 暴力団準構成員 D . 暴力団関係企業 E . 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F . その他前各号に準ずる者 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A . 暴力的な要求行為 B . 法的な責任を超えた不当な要求行為 C . 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D . 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E . その他前各号に準ずる行為

預金規定・新旧対照表

【積立定期預金等規定集】

新	旧
< 共通事項 > 7（反社会的勢力との取引拒絶） この預金口座は、後8各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後8各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。 8（解約） 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 <u>預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u> A . <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u> B . <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u> C . <u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u> D . <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u> E . <u>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u> 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合 A . 暴力的な要求行為 B . 法的な責任を超えた不当な要求行為 C . 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D . 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E . その他AからDに準ずる行為	< 共通事項 > 7（反社会的勢力との取引拒絶） この預金口座は、後8、AからFおよびAからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、8、AからFまたはAからEの一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。 8（解約） 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A . 暴力団 B . 暴力団員 C . 暴力団準構成員 D . 暴力団関係企業 E . 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F . その他前各号に準ずる者 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A . 暴力的な要求行為 B . 法的な責任を超えた不当な要求行為 C . 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D . 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E . その他前各号に準ずる行為

預金規定・新旧対照表

【財産形成預金規定集】

新	旧
< 共通事項 > 61（反社会的勢力との取引拒絶） <u>この預金口座は、後 62 各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後 62 各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</u> 62（解約） <u>次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u> <u>預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> <u>預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u> <u>A . 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u> <u>B . 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u> <u>C . 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u> <u>D . 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u> <u>E . 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u> <u>預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合</u> <u>A . 暴力的な要求行為</u> <u>B . 法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>C . 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> <u>D . 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</u> <u>E . その他 A から D に準ずる行為</u>	< 共通事項 > 61（反社会的勢力との取引拒絶） この預金口座は、後 62 、 A から F および A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、62 、 A から F または A から E の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。 62（解約） 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A . 暴力団 B . 暴力団員 C . 暴力団準構成員 D . 暴力団関係企業 E . 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F . その他前各号に準ずる者 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A . 暴力的な要求行為 B . 法的な責任を超えた不当な要求行為 C . 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D . 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E . その他前各号に準ずる行為

預金規定・新旧対照表

【譲渡性預金規定】(変更につき様式集収録)

新	旧
3 (譲渡) (1) < 略 > (2) < 略 > (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当する場合には、譲渡することができないものとし、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行は、この預金の譲渡を認めず、この証書に譲渡についての確認印を押印しないことができます。ただし、預金者または譲渡人が、譲渡の相手方が後 または に該当することを知らなかったことにつき重大な過失がなかったとき、ならびに譲受人が、預金者または譲渡人が次の各号に該当することを知らなかったことにつき重大な過失がなかったときは、この限りではありません。なお、当行が譲渡を認めないことによって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この取扱により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 預金者がこの預金の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 <u>預金者、譲渡人または譲受人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u> <u>A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u> <u>B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u> <u>C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u> <u>D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u> <u>E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u> 預金者、譲渡人または譲受人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合 A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為 C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E その他 A から D に準ずる行為 (4) < 略 >	3 (譲渡) (1) < 略 > (2) < 略 > (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当する場合には、譲渡することができないものとし、次の各号の一つにでも該当し、この預金取引を継続することが不適切である場合には、当行は、この預金の譲渡を認めず、この証書に譲渡についての確認印を押印しないことができます。ただし、預金者または譲渡人が、譲渡の相手方が後 または に該当することを知らなかったことにつき重大な過失がなかったときは、この限りではありません。 預金者がこの預金の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をした場合 預金者、譲渡人または譲受人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A 暴力団 B 暴力団員 C 暴力団準構成員 D 暴力団関係企業 E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F その他前各号に準ずる者 預金者、譲渡人または譲受人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合 A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為 C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 F その他前各号に準ずる行為 (4) < 略 >

預金規定・新旧対照表

【外貨普通預金規定】

新	旧
11（反社会的勢力との取引拒絶） この預金口座は、後 12(3)各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後 12(3)各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。 12（解約等） (1) < 略 > (2) < 略 > (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、解約する場合、解約時点の当行所定の電信買相場（ＴＴＢレート）により円貨に換算したうえで解約するものといたします。 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 <u>預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u> <u>A．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u> <u>B．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u> <u>C．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u> <u>D．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u> <u>E．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u> 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合 A．暴力的な要求行為 B．法的な責任を超えた不当な要求行為 C．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E．その他 A から D に準ずる行為 (4) < 略 > (5) (2)、(3)によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。<u>また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u>	11（反社会的勢力との取引拒絶） この預金口座は、後 12(3) 、 A から F および A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後 12(3) 、 A から F または A から E の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。 12（解約等） (1) < 略 > (2) < 略 > (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、解約する場合、解約時点の当行所定の電信買相場（ＴＴＢレート）により円貨に換算したうえで解約するものといたします。 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A．暴力団 B．暴力団員 C．暴力団準構成員 D．暴力団関係企業 E．総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F．その他前各号に準ずる者 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A．暴力的な要求行為 B．法的な責任を超えた不当な要求行為 C．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E．その他前各号に準ずる行為 (4) < 略 > (5) (2)、(3)によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合、解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。

預金規定・新旧対照表

【外貨定期預金規定】

新	旧
6（反社会的勢力との取引拒絶） この預金口座は、後 7(2)各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後 7(2)各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。 7（預金の解約、書替継続） (1) <略> (2) 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 <u>預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u> <u>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u> <u>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u> <u>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u> <u>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u> <u>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u> 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他 A から D に準ずる行為 (3) <略> (4) <略> (5) (2)によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。	6（反社会的勢力との取引拒絶） この預金口座は、後 7(2) 、 A から F および A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後 7(2) 、 A から F または A から E の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。 7（預金の解約、書替継続） (1) <略> (2) 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為 (3) <略> (4) <略> (5) (2)によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合、解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。

預金規定・新旧対照表

【新型為替予約付外貨定期預金規定】

新	旧
8（反社会的勢力との取引拒絶） この預金口座は、後 9(3)各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後 9(3)各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。 9（満期日前解約） (1) < 略 > (2) < 略 > (3) 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を満期日前に解約することができるものとします。 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 <u>預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u> A．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合 A．暴力的な要求行為 B．法的な責任を超えた不当な要求行為 C．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E．その他 A から D に準ずる行為 (4) (1)、(3)によりこの預金を満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数、および解約日の外貨普通預金利率によって計算した利息を元金とともに払出します。円貨での払戻しの場合は解約日の当行の電信買相場（TTBレート）にて円貨換算いたします。 (5) (3)によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を満期日前に解約する場合は、解約に伴い生じた損害金その他関係費用を前(1)と同様に申し受けれます。 (6) (3)によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を満期日前に解約する場合は、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。	8（反社会的勢力との取引拒絶） この預金口座は、後 9(3) 、 A から F および A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後 9(3) 、 A から F または A から E の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。 9（満期日前解約） (1) < 略 > (2) < 略 > (3) 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を満期日前に解約することができるものとします。 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A．暴力団 B．暴力団員 C．暴力団準構成員 D．暴力団関係企業 E．総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F．その他前各号に準ずる者 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A．暴力的な要求行為 B．法的な責任を超えた不当な要求行為 C．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E．その他前各号に準ずる行為 (4) (1)、(3)によりこの預金を満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数、および解約日の外貨普通預金利率によって計算した利息を元金とともに払出します。円貨での払戻しの場合は解約日の当行の電信買相場（TTBレート）にて円貨換算いたします。 (5) (3)によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を満期日前に解約する場合は、解約に伴い生じた損害金その他関係費用を前(1)と同様に申し受けれます。 (6) (3)によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を満期日前に解約する場合は、解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。

預金規定・新旧対照表

【外貨普通預金（リーフ口）規定】

新	旧
13（反社会的勢力との取引拒絶） この預金口座は、後 14（3）各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後 14（3）各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。 14（解約等） (1) <略> (2) <略> (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、解約する場合、解約時点の当行所定の電信買相場（ＴＴＢレート）により円貨に換算したうえで解約するものといたします。 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合 A．暴力的な要求行為 B．法的な責任を超えた不当な要求行為 C．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E．その他 A から D に準ずる行為 (4) 前 2 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止され、その解除を求める場合には、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。 (5) (2)、(3)によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。	13（反社会的勢力との取引拒絶） この預金口座は、後 14(3) 、 A から F および A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後 14(3) 、 A から F または A から E の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。 14（解約等） (1) <略> (2) <略> (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、解約する場合、解約時点の当行所定の電信買相場（ＴＴＢレート）により円貨に換算したうえで解約するものといたします。 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A．暴力団 B．暴力団員 C．暴力団準構成員 D．暴力団関係企業 E．総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F．そのほか前各号に準ずる者 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A．暴力的な要求行為 B．法的な責任を超えた不当な要求行為 C．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E．その他前各号に準ずる行為 (4) 前 2 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止され、その解除を求める場合には、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。 (5) (2)、(3)によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合、解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。

預金規定・新旧対照表

【百五貸金庫規定】

新	旧
第10条（反社会的勢力との取引拒絶） <u>この貸金庫は、第11条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項各号の一にでも該当する場合には、この貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</u> 第11条（解約等） (1) <略> (2) <略> (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知をすることによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行からの解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。<u>なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u> 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 <u>借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u> A．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 A．暴力的な要求行為 B．法的な責任を超えた不当な要求行為 C．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E．その他AからDに準ずる行為 (4) <略> (5) <略> (6) <略>	第10条（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、第11条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、この貸金庫の使用申込をお断りするものとします。 第11条（解約等） (1) <略> (2) <略> (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知をすることによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行からの解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A．暴力団 B．暴力団員 C．暴力団準構成員 D．暴力団関係企業 E．総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F．その他前各号に準ずる者 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A．暴力的な要求行為 B．法的な責任を超えた不当な要求行為 C．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E．その他前各号に準ずる行為 (4) <略> (5) <略> (6) <略>

預金規定・新旧対照表

【百五自動貸金庫規定】

新	旧
第12条（反社会的勢力との取引拒絶） <u>この貸金庫は、第13条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第3項各号の一にでも該当する場合には、この貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</u> 第13条（解約等） (1) <略> (2) <略> (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知をすることによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行からの解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。<u>なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u> 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 <u>借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u> A．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 A．暴力的な要求行為 B．法的な責任を超えた不当な要求行為 C．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E．その他AからDに準ずる行為 (4) <略> (5) <略> (6) <略>	第12条（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、第13条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、この貸金庫の使用申込をお断りするものとします。 第13条（解約等） (1) <略> (2) <略> (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知をすることによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行からの解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A．暴力団 B．暴力団員 C．暴力団準構成員 D．暴力団関係企業 E．総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F．その他前各号に準ずる者 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A．暴力的な要求行為 B．法的な責任を超えた不当な要求行為 C．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E．その他前各号に準ずる行為 (4) <略> (5) <略> (6) <略>

預金規定・新旧対照表

【百五セーフティバッグ保護預り規定】

新	旧
第12条（反社会的勢力との取引拒絶） <u>この契約は、第13条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第3項各号の一にでも該当する場合には、このセーフティバッグの使用申込をお断りするものとします。</u> 第13条（解約等） (1) <略> (2) <略> (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預け主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこのセーフティバッグの利用を停止し、または預け主に通知をすることによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行からの解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえでセーフティバッグおよび正鍵を返却してください。なお、この解約によって生じた損害については、<u>当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u> <u>預け主がセーフティバッグ使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> <u>預け主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u> A．<u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u> B．<u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u> C．<u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u> D．<u>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u> E．<u>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u> <u>預け主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合</u> A．<u>暴力的な要求行為</u> B．<u>法的な責任を超えた不当な要求行為</u> C．<u>取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> D．<u>風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</u> E．<u>その他AからDに準ずる行為</u> (4) <略> (5) <略> (6) <略>	第12条（反社会的勢力との取引拒絶） この契約は、第13条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、このセーフティバッグの使用申込をお断りするものとします。 第13条（解約等） (1) <略> (2) <略> (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預け主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこのセーフティバッグの利用を停止し、または預け主に通知をすることによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行からの解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえでセーフティバッグおよび正鍵を返却してください。 預け主がセーフティバッグ使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 預け主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A．暴力団 B．暴力団員 C．暴力団準構成員 D．暴力団関係企業 E．総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F．その他前各号に準ずる者 預け主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A．暴力的な要求行為 B．法的な責任を超えた不当な要求行為 C．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E．その他前各号に準ずる行為 (4) <略> (5) <略> (6) <略>